

発送日 8月1日(火)

普通徴収のかたは、納期限までに納めてください。10月から特別徴収に切り替わるかたは、第2期まで普通徴収となります。

また、前年度から引き続き特別徴収となるかたには、介護保険料(特別徴収)額決定通知書を発送します。

なお、保険料額は通知書に記載の算定方法をご覧ください。

普通徴収 (納付書・口座振替)		特別徴収 (年金から天引き)	
期別	納期限	徴収月など	
8月から納期開始		4月	仮徴収
		6月	
第1期	8月25日(金)	8月	
第2期	9月25日(月)		
第3期	10月25日(水)	10月	
第4期	11月27日(月)		
第5期	12月25日(月)	12月	本徴収
第6期	平成30年 1月25日(木)		
第7期	2月26日(月)	平成30年 2月	
第8期	3月26日(月)		

問い合わせ先／市役所長寿課介護保険係 TEL.76-8144

## 8月から

### 高額療養費・高額介護(予防)サービス費の上限額が変わります

高額療養費・高額介護(予防)サービス費制度とは、ひと月に支払った医療費などが高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。

#### 高額療養費(70歳以上のかたが対象)

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得が145万円以上のかた	57,600円 (44,400円※1)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※3
一般	課税所得が145万円未満のかた	14,000円※2 (12,000円※1)	57,600円※3 (44,400円※1)
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 ( )内は変更前の金額

※2 年間(8月～平成30年7月)144,000円を上限

※3 過去12カ月以内に3回以上、上限額を超えた場合は、4回目から44,400円となります。

#### 高額介護(予防)サービス費

適用区分	世帯の上限額(月額)
現役並み所得者※4	44,400円
一般	44,400円※5 (37,200円※6)
住民税非課税世帯など	24,600円
年金収入80万円以下など	15,000円(個人)
生活保護受給者など	15,000円(個人)

※4 同一世帯に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯収入520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

※5 1割負担者(年金収入280万円未満)のみの世帯は、年間上限額446,400円(37,200円×12カ月)とする緩和措置あり(3年間の時限措置)

※6 ( )内は変更前の金額

問い合わせ先／高額療養費について／市役所保険医療課国保年金係 TEL.76-8151、高齢者医療係 TEL.76-8153  
高額介護(予防)サービス費／市役所長寿課介護保険係 TEL.76-8144